

平成30年度事業計画

I 基本方針

人口減少社会を迎え、労働力の大幅な減少が見込まれるなか、高齢者が年齢にかかわらず社会参加することが、地域経済の活力を維持するうえでますます重要になっており、より多くの高齢者に就業機会の確保・提供するため、シルバー人材センターの活性化が求められています。

当センターの事業実績は順調に推移していますが、事業の更なる推進のため、引き続き、入会の促進と就業開拓に努めるとともに、会員の「安全就業」を推進するため、就業中の事故や通勤に伴う交通事故の防止に向けて定期的にパトロール等を実施し、就業時の安全確保と健康管理の喚起に取り組みます。

今後においては高齢者が働く現役世代の下支え、人材不足に対応するため、請負事業とともに、多種多様な高齢者の働き方の選択肢を広げ、受注可能な業種を拡大するため、特にシルバー派遣事業に力を注ぎます。

高齢者が、健康で意欲と能力のある限り働き続けることができる「生涯現役社会」を実現するため、事業の理念である「自主・自立、共働・共助」を念頭に、活力ある高齢者の地域活動拠点として、高齢者の社会参加や能力活用、生きがいの充実、福祉の増進を積極的に推進します。

そして、公益社団法人として、社会的使命を果たしていくために、日進市など関係機関との連携強化を図り、本事業計画を推進してまいります。

II 事業実施計画

(1) 就業機会の確保と組織的提供事業（請負、委任）

- ①地域社会の日常生活に密着した、高齢者にふさわしい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業」を、一般家庭・公共団体・事業所等から請負又は委任により引き受け会員に提供する。
- ②会員の就業を推進し、地域班及び職群班を中心に、自主・自立的な組織活動を展開するとともに、新会員の獲得や就業分野の新規開拓を行う。
- ③未就業会員の意向を調査し、就業意欲と能力のある会員には積極的に就業機会を提供する。

(2) 会員の拡大・入会促進

- ①希望者が入会し易いよう説明会の充実を図り、市広報及びホームページの活用、チラシの配布等を行うとともに、普及啓発委員会と連携し、市民まつり等でのPR活動を実施する。
- ②女性会員の強化のため、女性向けの講座・講習の開催などを通じ、女性会員確保に向けた取り組みを推進する。

(3) 指定管理事業

①日進市高齢者生きがい活動センターの管理運営を通じて、高齢者の就業機会を提供するとともに、健康の増進と社会交流を図る。

(4) 有料職業紹介事業（雇用）

①「臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用」を希望する高齢者に対し、就労機会を提供する有料職業紹介事業を実施する。

(5) 労働者派遣事業（派遣）

①シルバー事業における高齢者の多様な働き方の一つとして、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲で行う労働者派遣の推進し、就業機会の拡大を図る。

②「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用し、就業開拓員や就業推進員等を配置する、これら職員の事業所及び一般家庭巡回を通じ、発注者の相談、受注に迅速な対応をするとともに、安定した就業環境の維持管理に努めます。

(6) 知識及び技能の付与を目的とした講習の実施事業

①会員の事故防止や安全就業に関する講習会等を実施する。また、会員の顧客対応への姿勢と意識の向上を図るため、接遇研修等を実施する。

②会員の就業技能の修得や向上を図るため、愛知県シルバー人材センター連合会の研修・講習会等への参加及び職群班における研修・講習会等を実施し、就業意欲の向上を図る。

(7) 調査研究及び相談事業

①全国シルバー人材センター事業協会、愛知県シルバー人材センター連合会、尾東地区シルバー人材センター事務連絡協議会との連携強化を図り、情報を把握するとともに市及び関係団体とも連携を密にして、事業の発展拡充のための調査研究を行う。

②調査研究として、先進シルバー人材センターへの視察研修を実施する。また、発注者の意向・要望を就業に反映するため、発注者に対してアンケートまたは調査を実施する。

③入会を希望する高齢者を対象にした入会説明会の充実を図り、シルバー事業の基本や就業規約等の理解・促進を図る。また、就業前に研修等を実施し、適時適切な知識・情報等の提供を行う。

(8) 安全・適正就業推進事業

①安全適正就業委員による就業先へのパトロールを実施し、就業会員への安全就業基準の徹底を図るとともに、安全適正就業委員を中心に組織的な安全対策を図る。

②安全標語の募集や安全ニュース等を配布し、安全意識の高揚を図る。

③ヘルメット等安全保護具の着用と機械器具の日常点検の徹底を図る。

④健康管理のため健康診断の受診及び日進市健康マイレージ事業等への積極的な参加を推奨する。

(9) センターの活動等について周知を図る事業

①市広報誌、ホームページ及びパンフレット等により、本事業への理解と協力、入会促進や受注拡大を図るため積極的な普及啓発を行う。

②シルバー人材センター事業の公益性や目的など周知を図るため、宣伝用チラシ等を作成配布、広報委員会による「シルバーだより」を作成全戸配布、及び会員による口コミによるPR活動を行う。

③シルバー人材センターの普及啓発の一環として、市内の美化を目的とした「奉仕活動」等のボランティア活動等を実施する。また、子どもの安全を見守る「子ども安全見守り隊」等のボランティア活動の推進をする。

(10) 事業推進体制

①シルバー人材センター組織の機能強化を進めるため、総会、理事会、各委員会（安全適正就業・普及啓発・広報）、の活性化と効率化を目指し活動の推進を図る。

②業務を適正に執行するため、職員体制を強化するとともに、職員の意識啓発と資質の向上に必要な研修を実施し、継続的な業務の改善に努め、理事会を中心とした組織運営と職場環境の整備を図る。

(11) 独自事業等の推進

①ホームページやチラシの配布等で各事業をPRし、子どものおさらい教室やシルバーカルチャー講座など独自事業のリピーターの確保と新規顧客獲得に努め充実を図る。

②現在実施しているシルバーサロンやシルバー農園を継続・充実するとともに、新たな独自事業を調査・検討する。

(12) 会員互助会との連携

①会員互助会は、会員相互の親睦と扶助・福利の増進に努め、シルバー事業の持続的な発展を図るため、会員互助会の活動と連携した事業PRなどを推進する。